

食品安全委員会企画専門調査会

第 38 回会合議事録

1. 日時 平成 23 年 6 月 3 日（金） 15 : 59～17 : 57

2. 場所 大会議室

3. 議事

- (1) 平成 22 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ及び平成 22 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について
- (2) 平成 23 年度「自ら評価」案件選定の進め方について
- (3) その他

4. 出席者

(専門委員)

早川座長、阿南専門委員、江森専門委員、生出専門委員、壺井専門委員、局専門委員、宗像専門委員、山崎専門委員、山田専門委員、山根専門委員、渡邊専門委員

(専門参考人)

服部専門参考人

(食品安全委員会委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、廣瀬委員

(事務局)

栗本事務局長、中島事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、原嶋勧告広報課長、本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

- | | |
|--------|--|
| 資 料 1 | 平成 23 年度において企画専門調査会に調査審議を求める事項（平成 23 年 3 月 31 日食品安全委員会決定） |
| 資料 2－1 | 平成 22 年度食品安全委員会運営状況報告書（案） |
| 資料 2－2 | 平成 22 年度食品安全委員会運営計画（平成 22 年 4 月 1 日食品安全委員会決定）のフォローアップについて（案） |
| 資 料 3 | 食品安全委員会のリスク評価の迅速化や専門性の強化について（論点メモ） |

資料 4－1	平成 23 年度「自ら評価」案件の決定までのフロー（案）
資料 4－2	平成 22 年度「自ら評価」案件「加熱時に生じるアクリルアミド」の今後の進め方
資料 4－3	平成 22 年度「自ら評価」案件候補の情報提供スケジュール
資料 4－4	平成 22 年度「自ら評価」案件候補のファクトシート作成等のスケジュール
参考資料 1	放射性物質に係る食品安全委員会の審議経緯
参考資料 2	飲食チェーン店での腸管出血性大腸菌食中毒の発生について（第 15 報）
参考資料 3	食品安全委員会及び事務局の構成
参考資料 4－1	各専門調査会の審議状況
参考資料 4－2	諮問から答申までの平均日数
参考資料 4－3	企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況（平成 23 年 4 月末日現在）
参考資料 5	食品安全委員会の改善に向けて（概要）

6. 議事内容

○早川座長 それでは、定刻より若干早いのですが、先生方お集まりいただいたということで、ただ今から企画専門調査会第38回会合を開催いたしたいと思います。

本日は、11名の専門委員とともに服部専門参考人が御出席でございます。

それから、清水専門委員、石川専門委員、今井専門委員、河合専門委員、酒井専門委員、迫専門委員、佐々木専門委員が御欠席でございます。

また、食品安全委員会からも委員の先生方に御出席をいただいております。

続きまして、議事に入ります前に事務局から資料の確認をお願いいたします。また、本年3月31日に委員会決定されました平成23年度において企画専門調査会に調査審議を求める事項についても御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○西村総務課長 本日は、急な日程変更にもかかわらず御参集いただきまして、まことにありがとうございます。この企画専門調査会はいつも6月に開催させていただいているので、当初6月の末で一たん仮置きさせていただいたわけでございますが、前倒しの形できょう開催させていただくことになりました。これは、3月以降、放射線物質に関する食品安全の問題あるいは死亡者を出す食中毒の事故といったような事態が発生し、それに対して緊急時対応としていろいろと食品安全委員会が対応していく中で、評価の迅速化あるいは専門性の強化のためにもっとできることが何かないかということについて、来年度予算要求や定員要求に間に合うようなタイミングで検討すべきではないかという声がいろいろなところからございました。それを踏まえまして、6月上旬の時期でございまして予算要求なり定員要求なり、その他の作業に反映させる時間がございまして、そういったこともあって本日御参集いただいたということでございます。

それでは、資料の確認をさせていただきたいと思いますが、議事次第の紙と座席表と専門委員の名簿のほかに、資料1は平成23年度において企画専門調査会に調査審議を求める事項でございます。これは、本年3月31日に食品安全委員会で決定されたものでございまして、企画専門調査会につきましては、毎年度、年度初めに親委員会のほうで企画専門調査会に調査審議を求める事項というのを決定しております。内容的には例年と同じでございまして、1番の前年度運営状況報告、2番は「自ら評価」案件の候補、3番目は実施状況の中間報告、そして4番目は次年度運営計画ということで今年度もこれについて御審議をお願いしたいという内容のものでございます。

それから、資料2-1は平成22年度の運営状況報告でございまして、これは本日最初の議題ということで御審議をいただきたいというものでございます。

それから、資料2-2は運営計画のフォローアップの形で実施状況報告をまとめたものでございます。

それから、資料3でございますけれども、食品安全委員会のリスク評価の迅速化や専門性の強化について「論点メモ」というのがございます。これは、本日の話題といたしまして、特にこのリスク評価の迅速化等について御議論をいただきたいということで、事務局のほうで用意させていただいた論点メモでございます。

それから、資料４－１から４－４までございますが、これにつきましては、「自ら評価」の今年度の選定プロセスないしこれまで「自ら評価」案件として決定したものあるいは候補として上がったものの今後の処理の仕方などについての資料でございます。

そのほかに参考資料１としまして、放射性物質に係る食品安全委員会の審議経緯、緊急取りまとめの冊子がついております。

それから、参考資料２は飲食チェーン店での腸管出血性大腸菌食中毒の発生についてということで、ユッケの食中毒の関係の資料です。

それから、参考資料３は食品安全委員会及び事務局の構成、参考資料４－１以下、４－２、４－３といたしまして、専門調査会での審議状況やこれまでの審議のスピードなどについての資料が用意してございます。

それから、参考資料５は「食品安全委員会の改善に向けて（概要）」ということで、これは平成２１年３月２６日に食品安全委員会決定となったもので、この企画専門調査会改選前のものでございますが、企画専門調査会で食品安全委員会の改善に向けて御議論をいただいたときの結論の概要でございます。本日、なお改善に向けての議論をいただきますので、以前にまとめていただいたものを参考までに御用意したということでございます。

資料の説明は以上でございます。

そのほかにお手元にＣＤが机の上に置いてあるかと思います。これにつきましては、食品安全委員会のホームページでサイエンスカフェという形で意見交換会を行ったものにつきましてホームページで配信しているんですけども、それを収録したものでございます。また、ビジュアル版食品の安全に関する用語集というものの表紙を置いてあるかと思いますが、これもホームページに掲載しております。今までも食品の安全に関する用語集というのがあったんですが、これをビジュアル版にしまして、マウスでクリックすると用語についての説明が出てくるというような使いやすいものにしてみたということの御報告でございます。

資料の確認は以上でございます。

○早川座長　ありがとうございました。資料１についてはよろしいですか。

○西村総務課長　資料１については先ほど御説明申し上げた通りでございます。

(１) 平成 22 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ及び平成 22 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について
--

○早川座長　それでは、議事次第に従いまして審議を進めたいと思います。

議事１の平成 22 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ及び平成 22 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）につきまして審議いただければと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、本日はこの資料２－１の平成 22 年度食品安全委員会運営状況報告、これをまとめましたので、これについて御審議、御了承いただきたいということでございますが、説明は資料２－２のほうでさせていただきたいと思います。

資料２－２は、運営計画と、それから事業実績が左右対称で比較できるようにまとめたものでございます。左側が当初の運営計画で右側が事業実績ということになっております。この右側の部分を文書にしたものが先ほどの資料２－１の運営状況報告になっているということでございます。これは平成 22 年度分ということでございますので、昨年の４月から今年の３月までの１年間の分をまとめたという形でございます。

おめくりいただきますと、資料２－２ですけれども、１ページは総論の部分でございます。

２ページでございます。委員会の運営全般ということでございまして、右側のほうを見ていただければと思いますけれども、親委員会の会合は 51 回、原則として毎週木曜日行ってきました。それから、企画専門調査会は４回、それからリスクコミュニケーション専門調査会は合同会合を含めまして３回、緊急時対応専門調査会は合同会合を含めて２回開催をいたしました。

それから、３ページの下の方でございますが、食品健康影響評価に関する専門調査会の開催ということで、添加物、農薬など 11 の専門調査会につきまして合計 103 回開催が行われております。

４ページでございますけれども、評価に関する調査審議の効率化ということでございまして、以下のとおり調査審議の効率化に努めたということで、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について改めて評価を求められたような場合につきましては、効率的な調査審議を行ったというような工夫、あるいはその下にございますポストハーベスト農薬についても専門調査会の手続などを改めまして、効率的な調査審議が可能になるようにしたというような工夫を行っております。

それから、５ページは第３としまして食品健康影響評価の実施ということでございます。リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件についてリスク管理機関との間で事前及び事後の連絡を密にし、必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、国民からの意見・情報の募集なども行った上で、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正な評価を実施したということでございます。具体的には５ページの下の方でございます。リスク管理機関から評価を要請されたもの、要するに諮問案件でございますが、これにつきましては、これまで 22 年度までに評価要請があった 1,498 件のうち 1,004 件について評価が終了しております。今年度、つまり 22 年度に評価依頼のあったものは 191 件ありまして、今年度に評価を終了した案件は 108 件ということでございました。

それから、６ページでございます。一番上の四角のところに、該当品目の処理期間を管理することで、標準処理期間の達成に努めたというふうに書いてございます。これは参考資料にもつけておりますが、昨年から企業からの申請案件につきましては、１年間で処理をするという標準処理期間を設定しております。これに基づきまして、処理期間の管理を行っているということでございます。

それから、その下につきましては、先ほど御説明しましたように、既に評価の結果を有しているものについて改めて評価の要請があった場合には、親委員会限りで審議をするといったような形で

の効率化を行ったということがございます。

それから、7ページの2番、真ん中のところの評価ガイドラインの策定ということでございますが、添加物に関する評価指針が決定され、なお、農薬、動物用医薬品、肥料・飼料等及び器具・容器包装についてガイドライン策定の検討が行われているという状況でございます。

それから、7ページの下の方はいわゆる「自ら評価」案件についてでございますけれども、この企画専門調査会におきまして「自ら評価」案件の選定作業を行っていただいたところでございます。

8ページから9ページにつきましては、過去に「自ら評価」案件として決定されたものの進捗状況でございます。①と書いてありますのは食中毒原因微生物ということでございまして、これにつきましては、優先度の高い3評価案件、腸管出血性大腸菌、サルモネラ、ノロウイルスについてリスクプロファイルを更新いたしました。そのほかのものにつきましては、微生物・ウイルス専門調査会においてリスクプロファイルの更新などが進められております。

②にございます我が国に輸入される牛肉及び牛内臓につきましては、「自ら評価」の対象国として決定された15カ国、これはBSEが発生していない国で日本への輸入があるものでございますが、オーストラリアなどについて質問書を発出し、そのうち8カ国については評価が終了しております。

③にございます鉛でございますけれども、鉛につきましては、鉛ワーキンググループで中間取りまとめがまとめられたところでございます。

それから、④はヒ素ですけれども、ヒ素については化学物質・汚染物質専門調査会において審議が行われております。

それから、⑤はデオキシニバレノール及びニバレノールでございますが、これはかび毒・自然毒等専門調査会で審議が行われ、11月に評価が終了しております。

⑥はオクラトキシンAですが、これにつきましては、かび毒・自然毒等専門調査会で審議が行われております。

また、⑦のトランス脂肪酸につきましては、新開発食品専門調査会で審議が行われております。

それから、⑧のアルミニウムと、それから⑨のアクリルアミドにつきましては、現在情報収集といった段階でございます。

それから、10ページの下半分のところですが、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視、いわゆるモニタリングでございますが、これにつきましては、半年に一回リスク管理機関に対して評価に基づく施策の実施状況の報告を求めておりまして、4月28日、それから11月18日にそれぞれ報告を求めた情報の把握・分析を行ったところでございます。

それから、11ページの下の方でございますが、食品健康影響評価技術研究の推進ということでございますけれども、平成22年度の評価研究につきましては、別添1、20ページにございますが、3研究領域、9課題を新規の研究課題として採択をしているところでございます。それから、過去に採択したものについて引き続き21ページのとおり実施されているというところでございます。

それから、12ページの上の方でございますが、12月16日の第360回会合において、調査・研

究企画調整会議の設置等についてということで、委員会のもとに調査及び研究について中期的な計画の案の策定、それから各年度実施する調査・研究の対象課題の調整を目的とした調整会議を設定いたしまして、「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性」という5年計画を策定したところでございます。

その下には平成21年度終了課題11課題につきまして事後評価を行ったということでございます。これは後ろのほうについております。

それから、12ページの一番下のところからリスクコミュニケーションの関係でございます。評価に関する意見交換会の開催ということでございまして、13ページの一番上のところでございますけれども、資料5、24ページにございますように意見交換会を27回開催しております。このうち関係府省が連携して3回、委員会単独で2回、地方公共団体との共催などで24回というようなことでございました。これにつきましては、サイエンスカフェでありますとか、その他いろんな形での開催を行っております。

13ページの下の方はホームページによる情報提供ということ、そして、電子メールを用いた配信サービス、いわゆるメールマガジンの状況でございます。

14ページの上の方にございますように、メールマガジンについては23年3月末で9,300名の方に毎週金曜日、配信をさせていただいているという状況でございます。

それから、14ページの真ん中にございますように、ホームページのトップページのリニューアルというようなことで、わかりやすくするというような工夫あるいはその下にございます季刊誌「食品安全」などによる情報提供ということを記載しております。

15ページの上の方でございますが、食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談や問い合わせということで、一般消費者の方から1,032件の相談や問い合わせを受け付けております。3月にかなり放射線関係の問い合わせが多くありました。

それから、15ページの下の方でございますが、普及啓発ということで、ジュニア食品安全委員会あるいはDVDソフトの作成などについて記載しております。

16ページでございますが、リスクコミュニケーション育成講座受講者への支援ということで、リスクコミュニケーション手法に関するセミナーを18回開催して、計295名の方が参加したというようなことが書いてございます。また、その下には食品安全モニターの方につきましては、470名の方をお願いをしていろいろと御報告をいただいているわけでございますが、モニターの方々の意見交換ということで、10回の食品安全モニター会議を開催しております。

それから、17ページの真ん中からは緊急の事態の対処というようなことで、訓練等を行ってきたわけでございますが、17ページの一番下にございますように、東北地方太平洋沖地震の発生、特に原発事故の関連で食品を介した放射線の影響についての問い合わせなどが非常に多かったということがございましたので、Q&Aを直ちに作成して公開するとともに、放射線の健康影響に関する集中的な議論を行って、放射性物質に関する緊急取りまとめを行いました。これは、参考資料としておつけしているものでございます。

18ページは情報収集、情報提供ということですが、食品安全総合情報システムによる提供、そ

して国際協調の推進などについて記載しております。

19 ページの下の方は食品の安全性の確保に関する調査事業ということで、平成 22 年度においては別添資料 4、23 ページにございますように 11 課題を調査課題として選定し、調査を行ったというようなことでございます。

20 ページ以降は研究事業ないしは調査事業、意見交換会などの実施一覧が書いてございます。

なお、資料 2－1 のほうの後ろのほうにはいろいろと資料をつけておりまして、例えば現在評価中のものあるいはその評価が済んだものなどについての資料もおつけしているところがございます。

とりあえず資料の説明は以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。それでは、ただ今御説明をいただきました平成 22 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ及び平成 22 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）につきましては、親委員会に報告する必要があるがございますので、資料 2－1 及び 2－2 の記載事項について御意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。いかがでございましょうか、かなり大部でございますが。どこからでも。

○阿南専門委員 リスク評価の状況についてお聞きしたいと思います。5 ページに、リスク評価の対象案件数が 1,498 件、これまでに評価が終了したものが 1,004 件とあります。そして、その前のページにはリスク評価を実際に行う専門調査会の開催状況が書かれています。農薬の専門調査会は 32 回と一番多いわけですが、ほかは月に 1 回もやっていないですね。なぜこのように調査会の回数が少ないところが多いのかということについてご説明をお願いしたいと思うのですが。

○西村総務課長 ありがとうございます。ちょっと補足で説明をさせていただきます。参考資料 4－1 をごらんいただければと思います。

参考資料 4－1 は各専門調査会の審議状況というリストでございます。今ほど阿南委員から御指摘がありましたように、各専門調査会ごとに審議が行われているわけです。この要請件数延べ 1,538 と書いてありますが、これは先ほどの数字と合っておりませんのは重複があるので合っていないんですけれども、ここにございますように、要請件数でいいますと農薬と動物用医薬品が多いのですが、これはポジティブリストの関係で多くなっているということでございます。右側が開催回数ということで、これは設立以来の開催回数ということでございますが、要請件数が多い専門調査会については多く回数が行われているというのが大体の傾向でございますが、例えば微生物・ウイルスでありますとかプリオンとか、要請件数としては必ずしも多くなくても、一件一件の審議に時間がかかるというようなものについては開催回数がそれなりに多かったりというような形になっております。

なお、ちなみに次の参考資料 4－2 をごらんいただきますと、諮問から答申までの平均日数が書いてございます。これは答申されたものについて平均日数を書いたものでございまして、必ずしも

きれいには出ないんですけれども、どうしても件数が多い農薬とか動物用医薬品については立て込んでいる関係上、平均日数が多くなっているということでございまして、ほかのものについて必ずしも難しいとか易しいとかいうことによって平均日数が長かったり短かったりときれいには出てこないんですけれども、おおむね回数が多いけれども要請件数が少ないものについては何度かかけてこの審議をしていただいているという形かなと思います。

○早川座長 よろしいですか。お尋ねになった御趣旨は……。

○阿南専門委員 評価が出るのは結構遅いですね。ですので、要請されているものに対してもっと機敏に対応できないものかと思ったんです。もっと開催頻度を上げるとかですね。

○早川座長 例えば3ページの1年間の開催回数が多くないのではないかと。場合によってはもっと頻度を高くやったほうがいいのではないかと、そういう御意見、コメントですね。それではどうぞ。

○西村総務課長 座長、どういたしましょうか。阿南委員のまさに御指摘いただいたリスク評価の迅速化については資料3にございます論点メモを用意して、今、阿南委員がおっしゃったようなことも含めて後ほど御議論いただこうと思っておりましたが、後でまとめてでも結構ですし、今ここでやっていただいてもよろしいかと思っておりますけれども、座長、どうしましょうか。

○早川座長 どちらでも。ただ、まずは、全体について少し議論をして、これは今の資料2-1あるいは2-2に関する記載をとりあえずはこの専門調査会としては親委員会に出さないといけなと。この報告書でよろしいかということを確認して、ここから見られる問題点があるとすれば、それはそれで次の話に、今これはフォローアップということで実績ですよね。ですから、そのこととこれからどうするかということをしり分けて、はい、どうぞ。

○坂本評価課長 すみません、開催回数の件でございますけれども、大勢には影響は余りないところではありますが、昨年度に限りまして、3月の後半に予定していた専門調査会が幾つか震災後の交通機関の状況等で流れているということがございまして、3月に少し予定を入れていましたので、その分は例年より少なめになっております。1カ月分はありませんが、0.5カ月分ぐらいの影響は数として出ているところはあったということになります。

○阿南専門委員 それはわかりましたけれども、ではこのフォローアップについては、その一定の評価というものは要らないのですね。これ、やりました、やりましたということだけを載せているということですね。

○早川座長 これは我々に与えられたテーマがどういうテーマであるかにもよるわけですが、この

資料に対する見方としてですね。事務局のほうは、そこはいかがですか。

○西村総務課長 もちろんこの事業報告を御報告した上で、それを評価していただきたいということとでございますので、ここのところはもう終わっちゃったものはこうなんだけれども、この後はこうしてくださいというような御意見がありましたら、ぜひいただきたいということでございます。

○早川座長 欄によっては今後の取り組みというふうにフォローアッププラスこれからどうするのかということを書いてあるセクションもありますので、それは今後の取り組みとして特に記載したほうがよければ記載するという形にはなるのかなとは思いますが。そういった点で何かどうしてもここは書いておくべきだと。ただ、この問題はかなりいろんな背景があって、もう少し議論を進めないといけないので、今の問題は後の議論のときに十分議論をして、それからもう一度ここに帰って何か書くべきことがあれば書くというふうにしてよろしいですか。

はい、どうぞ。

○渡邊専門委員 本質的な今の問題だと思うんですね。この本質的な問題は、毎回出ているのです。この食品安全委員会をどういう形にもっていくかというフィロソフィーから考えないと難しいと思うんですね。

なぜかという、参考資料3をちょっと見ていただきたいと思います。食品安全委員会の委員が7人で、その専門調査会メンバーは延べ252人、これはみんな兼任です。主な職務は別にあるわけです。特に国家公務員は謝金をもらっていないで兼務しています。こういう評価組織をつくるのに、PMDAみたいな専任の職員が多数いる形にしない限りは、なかなかこれは難しいと思うんですね。

○早川座長 医薬品医療機器総合機構です。

○渡邊専門委員 そうですね。つまり食品安全委員会の専門の人を例えば500人とかで組織を作る必要があると思います。兼務で行っているヒトの参加回数を増やすということで対応しようとする、本職に影響が出て、これでは皆さん専門委員を辞めてしまうのではと思います。タイムラグを減らすために例えば参考資料4-2にある答申が来てから返答までの平均日数を10日以内に出せというようなことをもし要求されるとすると、これはなかなか今の組織ではちょっと対応するには無理な面があるのではないかと思うんですね。

それをやるためには先ほど言いましたように、PMDAみたいに専門に対応する職員でやるという組織形態にしない限りは、ここはなかなかちょっとしんどいと思います。

もっと本質的な問題を抱えているので、この食品安全委員会を今後本当にどうするのかという議論なくしては、この問題は私は常に出てくる問題だと思いますね。

○早川座長 いかがですか。

○阿南専門委員 今回の御意見を伺ってそうなんだろうなと思いましたので、せめてこの評価の中にそういう本質的な問題をはらんでいるとか、改善に向けた検討が必要であるとかということを入れたほうがいいのではないかと私は思いますが。後ほどでもいいです。お任せします。

○早川座長 今のは本当に本質的な問題ですので、今年度のフォローアップに書くのか、別途先ほどの資料3でしたか、このまとめ方にもよるんですね。この評価について議論したときのあるコメントとかメッセージとしてそういう形を今のような事情を述べるというほうがいいのかもかもしれません。といいますのは、そこが解決しないとこれ、同じことを毎年、毎年ここに書くという話になるので、しかし、かなり非常に複雑な背景説明をしないといけないという話になりますので、ちょっとこのフォローアップの中に書き込むというより、別途もし書くのであればそこはあらゆることに対して正確に今の食品安全委員会の専門委員会というものの運営の実態というものがどういうことであるのかということをやはりいろんなところがまだ御存じないこともあるかもしれませんので、それはそれとしてまとめて書いたほうがいいのかもかもしれませんね。

○阿南専門委員 そうですね、わかりました。でも、毎年同じ問題が出ているのでしたら、それを書くべきでしたよね、今までも。

○早川座長 だから、それは日本人的優しさの中で書いてこなかったんだと思うんですね。というのは、これは先ほど渡邊先生が御説明されたように、まさにボランティアとしてこの各専門家が専門調査会を構成しているということですので、それで、ではPMDAのようにしたらどうかというのは一つの案ではありますが、しかし、例えばここの資料4-1に評価系という項目がずっと並んでおりますよね。この各専門調査会が最も効率よく効果的に機能するためには、多分ここに集う専門家のクオリティーによっているんだろうと思うんですね。そのクオリティーは各専門家の先生方が本来業務の中でここに書かれてあるようなことについて日夜研究とかそういうことをしていると。そういう状況をもって、そういう見識、知恵を専門委員会にボランティアで来ていただいて、審議をしていただいているというところに非常に日本の効率・効果的なシステムがある。しかも、コストをかけないでできているということです。これは多分専門職にしてみると、そんなすばらしい専門家は一堂に会して、あるコミュニティの中に縛りつけておくことは多分不可能に近いし、コスト的にも今の日本では無理だと思います。それから、年年歳歳たつにつれて、ここにずっといけばそのそれぞれの現場での研究活動をしていないということになりますから、最先端のところがやっぱりどうしてもなかなかフォローしていけなくなるというふうないろんな問題が出てくるだろう。だから今一番うまくいっている状況かもしれないんですね。

そこら辺のところをまとめて、それでいろんな各方面に向かって今の状況はこうであると。しかし、何か改善すべき余地があるかもしれないので、そこは御議論していただいて、ここの部分は改善の余地がまだあるのではないかというふうな感じの方向でまとめてみるというのもひとつかなと

思いますけれどもね。

どうぞ。

○西村総務課長 座長、いかがでしょうか。今このフォローアップの中で特にリスク評価のところが話題になっておりますので、まさにリスク評価の迅速化、専門性の強化というのは次の議題として資料３で御議論いただきたいと思いますところなんですけれども、ここのフォローアップの中でとりあえずリスク評価のところだけ先に議論することにして、資料３をちょっと説明させていただいて、これも一緒にやってしまっ、後でまたリスク評価以外の話に戻っていただければよろしいかと思います。よろしいでしょうか。

○早川座長 結構です。

○西村総務課長 そうしたら、ちょっと資料３をごらんいただければと思います。まさに今、阿南委員、渡邊委員から御指摘いただいた問題意識を私どもとしてもちょうど持っておりまして、そのために何ができるかということについて御意見をちょうだいしたいということでございます。

資料３の一番上でございますのは、今回特に放射性物質の問題、食中毒の問題、これまで以上に緊急性を踏まえた効率的かつ信頼性の高いリスク評価が求められるようになっているわけでございますが、必ずしもこういう緊急案件のみならず、これまで行ってきた諮問案件の処理につきましても、こういった形で迅速化ができるかという問題意識で、こういったことについて御意見をいただければということです。

まず、（１）にございますのは現在、企業申請品目については標準処理期間、いわゆるタイムクロックを１年間とする運用を平成 22 年１月から開始しているところでございます。ちょうど開始して１年ちょっとたったところなので、まだ標準処理期間が満了したものというのはそんなに多くないのでございますけれども、参考資料４－３にタイムクロックの達成状況については書いてあるところでございます。タイムクロックが導入されて以降の評価の要請を受けた件数が 107 件ということでございまして、もう１年過ぎてしまったというものは現段階ではまだ１件ということでございますけれども、こういった状況ということでございます。

資料３の論点メモに戻っていただきますと、こういうことでタイムクロックということでやっておるんですけれども、リスク評価の迅速化を図る観点から、案件ごとの優先度やリスク評価の困難度が異なることなどを踏まえ、そのリスク評価案件の評価に係る期間に目標値を設定するというところについてどう考えるかということでございます。先ほどございましたように、進捗管理だとかそういうことをしていくというようなことがもっと必要になってくるのではないかという問題意識でございます。

それから、ただ、その場合には渡邊先生がおっしゃったように、早くやれ、やれと言ってもなかなか難しい問題があるので、その場合にこういった体制整備が必要かということと同時に考えなければいけないのではないかという問題意識です。

それから、（２）は適切なリスク評価をこれまで以上に迅速に行うためには、評価を要請するリスク管理機関から必要なデータが提出されることが不可欠であるが、この連携・強化をどういうふうに進めていくか。仮にリスク評価の要請に当たり、リスク管理機関から評価に必要な資料が提出されなかった場合の取り扱いをどう考えるかということでございます。これは、特に今回は放射性物質の評価などにつきましては、リスク管理機関から基本的にはほとんど出てきませんでしたので大変苦労したというようなことがございました。

それから、次のページは（３）でございますけれども、過去に行ったリスク評価等からリスクの程度が明らかであるような案件や定型的な専門性の高くないような案件あるいは食品安全委員会、親委員会のほうに専門参考人を招聘することで十分なリスク評価が可能なものについては、専門調査会で調査審議しないで親委員会のほうで直接審議するというようなことをもっと広げられないかというような問題意識でございます。これにつきましては、従来から少しずつ行っているところでございますが、どうしても渡邊先生おっしゃったように、専門調査会の先生方は本業がほかでございますので、頻繁になかなか開けないということもあり、定型的な案件などにつきましては、もう食品安全委員会、親委員会限りで審議をするというようなことをこれまでも行っておりませんが、これまで以上に効率化できないかというような問題意識でございます。

それから、２ページの２番ということで、こういった迅速化を支えるためには体制の問題の検討が必要でございます。（１）は専門調査会の設置の問題でございますけれども、先ほど阿南委員からございましたように、専門調査会ごとにかなり開催の回数や頻度などが異なっております。先ほどは評価系の専門調査会の話がございましたけれども、企画系の３専門調査会、つまり企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会、緊急時の専門調査会につきましては、特にリスクコミと緊急時の専門調査会につきましては、最近開催頻度が非常に減っております。これは、食品安全委員会設立当初はリスクコミュニケーションというものが非常に新しい概念であったりしたこともあって、かなり開催が行われてきたわけですが、とりわけ一昨年に消費者庁ができて緊急時対応、リスクコミュニケーションの総合調整機能というものが消費者庁に移ったということがございまして、それ以降あまり専門調査会が開催されていないわけでございます。したがって、企画専門調査会においてもかなりリスクコミュニケーションなどの議論がされているということもあり、企画系３専門調査会を例えば統合して一本にするというふうなことが考えられないかといったような問題意識でございます。

それから、（２）は専門委員の数の問題で、先ほど問題提起があったところでございます。専門委員の適正な人数をどう考えるかということでございます。とりわけ専門調査会ごとに専門性、こういった専門の方が必要だという分野ごとのバランスを考えてお願いしているところでございますけれども、これをどのように考えていけばいいのかという問題でございます。

それから、（３）は必要に応じて、専門委員以外の専門家から意見を機動的に聴取するというものについてどう考えるかということでございまして、必ずしも専門委員をあらかじめ決めておくということでもなく、例えば今回の放射性物質の審議などの場合は、急遽放射線の専門家が必要になりましたので、専門参考人の形で参加していただくという形で機動的に対応し、専門委員をふや

すというふうなことはしなかったわけですが、こういったようなことがほかの調査会などでも行えるかどうかということです。

それから、(4)ですが、専門委員の方々は現在では調査会に出たときだけ謝金というのが支払われておりますけれども、実際には専門調査会の前に事前に資料が送られて、それを自宅なり職場なりでごらんになってチェックをした上で専門調査会に御出席いただいているということが実態ですが、その部分は全く何ら対応がされていないという状況でございます。こういった在宅での関連文献及び評価書案のたたき台のチェックなどの準備作業につきまして、何らかの報いることができないかというようなこと、あるいはこういったものを効率化することができないかといったような議論が昨年度もあったかと思います。こういったものへの対応としていろんなやり方が考えられるのかもしれませんが、昨年度はこういった在宅での準備作業について何らかの謝金がお出しできないかということで予算要求をさせていただいたんですけれども、なかなかその在宅で準備するということだけに謝金を出すというのは予算上の仕組みからいって難しいということがございました。ですから、例えば審査そのものをもう在宅で審議会に来なくてもできるようにして、その分について何らか謝金を出すとか、あるいはもう専門調査会審議そのものの回数を減らして、その分書類で審査できるようにするとか、そういったことをやり方として工夫し、そういったものに対して予算措置をとるというようなことが例えば考えられるのかもしれないということでございます。

それから3ページですが、(5)にございますのは、専門調査会に本業のある先生方に御出席いただくということに限界がある場合に、回数をふやすためにはテレビ会議のようなものを導入するということも考えられるのではないかと思います。

それから(6)は、これは専門調査会を支える事務局職員ないし非常勤職員である技術参与の専門性の強化や効率化などの方策についてどう考えるかというようなことでございます。

一応私どものほうで論点として上げたものはこんなところでございますが、先ほどの阿南委員あるいは渡邊委員からの御指摘の問題意識とかなり重なっていると思いますので、引き続きこの論点及びこれ以外の論点につきましても、御指摘がありましたら御審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○早川座長 それでは、相互に関連があるかと思いますが、この資料3に書かれましたリスク評価の迅速化あるいは迅速化を支える専門性の強化ということについて少し議論をしていきたいと思います。

まず、どこから入ってもいいんですが、例えば標準処理期間を1年間とする目標値設定ということについてどう考えるかということですが、1年間というのは22年から開始していると。ここでの論点は何でしょう。

○西村総務課長 補足させていただいてよろしいですか。すみません、ちょっと言葉が足りませんでした。1の(1)に書いていますのは、今の標準処理期間というのはいわゆるタイムクロックと

いうもので、最大1年間で、つまり1年間以内に処理をすると、こういうものでございまして、ものによってはもう1カ月でというものもあるし、1年を超えてしまうようなものもあるという形ですが、とにかくどんなものでも1年以内には処理をしてくださいと、こういうものでございます。これとは一応別に、ものによって目標期間というものをセットして、簡単なものであれば3カ月でやろうとか、長いものであれば初めから1年ぐらいかかるよねとかいうふうに決めて、進捗状況を途中でチェックしていきながら、おくらしているとかおくらしていないとかいうふうにチェックするための目標期間のようなものを設定するというようなことがほかの審議会などでは行われております。

ですから、このタイムクロックという標準処理期間をもっと短くするという選択もちろんあるんですけども、ここに書いてありますのは、標準処理期間とは別に目標期間のようなものをつくらって進捗管理をしていくというようなイメージのものでございます。

○早川座長 いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○阿南専門委員 22年から始めて、先ほどおくらしているのは1件のみという御報告でしたけれども、昨年の開催回数で十分それはクリアできるということなののでしょうか。

○西村総務課長 タイムクロックについては昨年の1月からスタートしたので、1年たったというのは23年の1月、今年1月になって初めて1年たっているわけですね。全部1月にはじまっているわけじゃないので、要するに1年たっているものというのがあまりまだ多くないので、まだ処理し切れなかったものが1件しか出てきていないというのがあって、十分1年間で処理し切れているから1件しかそれをオーバーしたものがないとは必ずしも言えないのかもしれないです。

例えば去年の5月に諮問がされたものについては、1年が過ぎるのはことしの5月なわけですね。例えば去年の7月に来たものはことしの7月にならないと1年が過ぎないので、これは審議が実は余り進んでいないとしてもまだタイムクロックの期限は来ていないということになりますので、本当に順調にいつているから1年を過ぎているものが1件かどうかというのは、まだ今の段階では必ずしもわかりません。

○早川座長 ちょっとクリアにしておきたいのは、標準処理期間というものは、例えばこれは企業申請品目と書いていますよね。ですから、それに限ってとりあえず言えば、この委員会での持ち時間が1年間ということであって、例えば企業から回答がおくらしていますとか、データを今つくっていますというようなものはカウントされないと一応理解してよろしいですね。

○西村総務課長 委員会で審議をしている期間が1年間でありまして、企業のほうにデータを要求し、戻ってくるまでの間というのは時計がとまっているということでございます。

○早川座長 それから、もう一つ分けなさいいけないのは、普通の状態、例えば組換え食品とい

うものを普通の企業のペースで申請してくるわけですが、それに対して厚生労働省から諮問があつて答申するという形だと思ふんですけれども、そういういわば淡々と平常時に行われているいわば作業と、例えば非常に緊急なことがあつて、それについては非常に早く答えを出さなきゃいけないということについては、当然処理期間というのは違ってくるというか、逆に言えば処理期間を諮問する側が切ってくると。それに対して対応するというのは当然あるんだと思ふんですね、緊急的なこととかに関して。それについては、この1年間というのはあくまで先ほどから言っていますように、平常時の話あるいは諮問が普通の諮問である場合。それからさっきの目標値とおっしゃったのですが、これは多分、諮問する側との関係あるいは中身の案件の内容あるいはデータの多寡等々によって目標値というのは変わると思ふんですよね。そのときにだれがその目標期間というものを決めるのか。というのは、むしろ1年以内というのは普通の状態では1年以内ですと。その他のある種の特殊な案件について、内容に応じて、これは諮問される側にここまで答えがほしいというようところがベースになるのではないかというふうな気は個人的にはするんですけれども。つまり案件によって本当に答えを要することに時間的なものが非常にかかるものもある、そうでないものもある、その認識が共有できていないから問題になっているのではないかと思ふんですが、そこら辺のここに上げられた目標値の概念、もうちょっと説明をお願いします。

○西村総務課長 すみません、ちょっと補足説明いたしますと、まさに座長がおっしゃったような問題意識で書いております。今の標準処理期間1年というのは、要するに最長1年ということなんです、これは緊急性のあるものもそうじゃないものも一緒くたにして、区別なく最長1年ということになっておりまして、平常のものが1年ということではなくて、全部区別なく1年が最長期間になっています。やっぱりおっしゃったように優先的に処理すべきものや、あるいは難しい、難しくないといった困難度の違いというのはあるだろうから、およそ全部最長1年というのではなくて、何らかの目標値というのをやはり設定する必要があるのではないかというのが問題意識でございます。

その場合に優先度というのは諮問する側が早くほしいというものもあるでしょうし、これは優先だというふうに食品安全委員会のほうで判断をして優先度を決めるということもあるんだろうと思います。最終的には評価するほうが決めることなんだろうとは思いますが、諮問する側からの要請というのは当然あるかと思ひます。そのほかに急いでもやっぱり難しいものはそう簡単にはいかないだろうから、困難度というものも考慮して目標期間というのを考えるということはある得るのではないかと、こういったことが書いてあるわけでございます。

○早川座長 ということは、ものによって随分状況が違ってきますので、ここでおっしゃっている意味は、目標値を設定するという行為というか現実には、これはもちろん諮問の関係もあれば事務局で検討される関係もあれば、それを専門調査会にかけたときに、専門調査会に事務局からプロポーザスするのか中で議論していただいて、これは少なくとも幾ら以内に一応結論を出しましょうねとい

うような意味ととらえてよろしいですか。つまりそうじゃないと、一個一個の案件についてはこれ、全体として今の1年というのは何となくわかるんですが、それ以外のことについては個々によって、先ほどおっしゃる難易度もあればデータの多寡も不足も諮問のほうの意向もあると。だから、専門調査会で審議の前にこれはこれくらいで、全体状況の中で努力目標としてはこれくらいで終わりたいと、そういう設定の仕方をしましょうということであれば専門性も含めて一番合理的な設定の仕方ではないかと。十把ひとからげで設定する、あるいはこういうジャンルのものはというのがなかなかいろんな組み合わせがあって大変難しいような気がするんですけども、渡邊先生はいかがですか。

○渡邊専門委員 どういうふうな形で専門調査会で議論されるかということを、ちょっとお話しておいたほうがいいと思います。案件が来た場合に、まずはそれに対して今の科学的なデータにどういふものがあるかという情報、論文を全部集めるわけです。ものによっては何百という論文、過去の知識の集積が集まるわけです。それを全部読むわけですね。読んでそこからエッセンスを取り出して、その諮問に対して、今までにどういふことがわかっていて、そして、その諮問に対してどういふふうに答えるべきかというまず一つの案をつくるわけです。それをつくるのはどこがつくっているかという基本的には事務局と専門委員の一部からなるワーキング委員なのです。専門委員の数云々の問題じゃなくて、事務局の能力に依存するところがかなりあります。

我々専門家はどのような立場でやるかということ、その案ができた、ある骨格ができたものに対して更に改善すべき意見を言うわけです。専門調査会のメンバーが案文をつくっているわけじゃなくて、なかなかさっきも言いましたように、副業の人たちがそれを全部できるわけではないので、骨格的なものは事務局で整理していただいているわけです。我々はそこでいろんな意見を述べて、これはこういうふうに書きかえたほうがいいとか、いや、もっと新しい文献があるからこれをつけ加えるべきであるという肉づけをしているのですね、

ですので、例えば早くやりたければそういう資料と、骨格案がどれだけ早くできるかということによります。ですので、問題はさっきから何回も言いますが、調査会のメンバーの数を云々というよりは事務局がどれぐらいそれをちゃんとできるそういうキャパシティなりがあるかということが一番重要になります。これは日本だけじゃなくてアメリカなんかもみんなそうですけれども、アメリカのCDCもやっぱりそういう委員会をたくさんつくるわけです。そのときは事務局が例えばこういうワクチンをどうするかということを諮問が来たときに、それに対する回答文をつくる時、アメリカのCDCの事務局が何十人も集まってそれをつくってくるわけです。そして、実際の委員会は外部からの専門家が来て、それを見てコメントを述べるわけです。そのコメントを述べるのは多分年に数回しかないのですよね。

○坂本評価課長 まず食品安全委員会事務局でございますので、事務局としては各専門調査会での御議論が円滑にいくよう、必要な資料の整理をしまして、それでそれぞれの専門調査会のそれまで

の議論等を踏まえて、例えば論点としてこういうところがあるのではないかと抜き出した資料の作成とか、あるいは資料の要約としてこういうところがあるのではないかと行っているところもご紹介します。また、ある程度定型的に食品健康影響評価が行われているようなところについては、今、先生がおっしゃられていたように、それも専門調査会に基本的にはずっと御相談した上で、たたき台をつくって、そのたたき台を各先生方に見てもらって、ここをこう直せ等の御指示をもらって、あるいはたたき台を作成した際に事務局のほうからこの点については、まずはこういうふうに記載しておりますが、こういう問題やこういう問題があるので、この辺の御検討をお願いしますという形で投げかけたりというようなことをしております。それは基本的にはすべて専門調査会での御議論が円滑かつ迅速に進むようにという趣旨で整理をしているということでありまして、あくまで、ちょっと渡邊先生に言葉を返すようになるとあれなのですが、委員会の事務局ですので、委員会の活動をサポートするというのがまさに基本でして、他の役所とはちょっとそこが違うということで作業をしているところはどうしてもあるところでございます。

あと一つ、先ほど御指摘もありましたので、今の現状としては参考資料4-3で1件確かに1年を超えたものもご紹介しますが、これも先ほど言いましたように、ちょっと言いわけになりますが、3月に予定していた専門調査会にかけられればこれもぎりぎり入った可能性もある案件でして、それがたまたま残念なことに3月の半ば以降、専門調査会が開催できなくなって次の日程になって1年を超えたのがあるということで、現在のところはまだこれが始まってから間がないものですので、案件的には一応何とか回っているのが現状でございます。

ただし、資料3の中の先ほどの1の(1)にご紹介しますように、評価に必要な資料があるかどうかというところがかなりかぎになっております。我々が最初にリスク評価のための作業をするときでも資料がそろっているのであれば専門調査会での議論のための資料づくりも比較的スムーズといたしますか、早くいくわけなのですが、こういうのでまず議論をお願いしたいと先生方に御相談をしたところ、あれが足りないとかこれが足りないとかこういうのが要するというようなあらかじめ御指摘とかがもしあれば、会議開催前にそういうものの準備をできるだけするようにしますし、それに時間がかかるようであれば1回会議を開催してから資料を準備したりということもご紹介します。したがって、そういうところがやはりどうしても時間的には大分ファクターとしては影響を及ぼしているというのは実感としてございます。これで説明になっておりますでしょうか。

○渡邊専門委員 私が言ったのは、事務局のアビリティにかかるといったのは、やっぱりこれをカバーするだけの事務局の人数が少な過ぎるということを言いたいがために言っているので、さっきPMDA的というふうなことを言ったのは、やっぱりあそこも人数が少ないので、どんどん今多くして、今500人ぐらいですか、多分ここも同じことが言えるので、専門委員の数をふやす云々よりは、この事務局の数を例えば今の5倍ぐらいにふやすとか、そういうほうがより効果的に運ぶのではないかとこのことを言いたいがためにさっきから話しているのですけれども。

○早川座長 一番理想は先ほど渡邊先生がおっしゃったように、事務局が粗々のたたき台みたいな

もの、つまり論点整理できたような案件が専門調査会に出てきて、それを専門的な目からさらに精査していった報告書をつくり上げていくと。それが一番理想的なんだろうと思うんですね。ただ、多分課長がおっしゃったのは、いや、そこまでは必ずしもやれている場合もあるかもしれませんが、かなり専門委員のほうがその部分を担ってやっている部分も多いと。それは専門調査会によって私は違うんだろうと思いますが、やっぱりそちらの方が多いと思うんですね。今の事務局の体制で、これだけのジャンルの違う専門調査会に対して、はい、議論に入ってくださいというほどの論点整理、たたき台をつくって出すというのは今の体制ではとても私は無理だと思うので、きょうの結論で食品安全委員会をより迅速・効率にやるかどうかということのプロポーズとすれば、これは（６）にあるような事務局の専門性の強化とか体制を強化すると。これは一つのやっぱりキーワードになるんだろうというふうに思います。

専門家は従来どおり、これは多分今までのあれですと、ボランティア精神に皆さん富んでいるから、それはそれなりに対応されると思いますが、その善意に頼るところにもやっぱり限界がそれなりにあるでしょうということですよね。理想的にはだから、事務局を強化して、それで専門家にうまくスムーズにいわば話をつないでいけるといえるのか、それが一番理想的といえれば理想的ということですね。

それからもう一つ、（３）に書かれてあるように、同じパターンというのか、必ずしも新規性が高くないとかそういうものについては、もう少し事務局というか食品安全委員会の中で処理ができれば、それはそれでいいのかなという気はしますが、しかし、それも事務局の強化、専門性の向上なくしては難しい部分もありますね。

どうぞ。ここはもう御自由に御発言いただいて。はい、どうぞ。

○服部専門参考人 もとに戻って１ページ目の１番の目標値の話なんですが、先ほど座長もお話になったように、すべてのケースを分類してあらかじめ目標値をこうしましょうというのは非常に難しいのではなかろうかなというふうに思っています。ということは、今回の放射線の問題にしても肉の問題もあったんですが、緊急のものについては例えばリスク管理機関から要請があった場合、当然最初に食品安全委員会、要するに親委員会のほうでこの審議をどういうふうに進めましょうかということを決めるわけですから、そこで例えばそういう緊急のものについては、これについてはそこで目標を設定すると。それで、その目標に従って各専門委員会に対してこの案件は、こうこう、こういう理由だから例えば何とか申しわけないけれども、３カ月で結論を出してくださいというふうな形にすればいけるのではなかろうかなと思うんですね。

あと、ここに企業申請品目というふうに書いているんですが、企業申請品目は例えば農薬にしても食品添加物についてもですが、ある程度今までのような標準処理期間１年というのはそこそこ妥当ではないのかなというふうに今思っているんですけども。

○早川座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○山根専門委員 先生のお言葉で日本人の優しさに頼っているという言葉が何度か出てくるんですけども、私は、それは今はいいかもしれないですけども、今後のことを考えれば持続していくものでもないのではないかなというふうに考えますし、これからますますいろいろな食品に関する評価要請はふえると思いますし、本当はもっともっと日本がこういった食品安全行政にお金をきちんと出さなきゃいけないということが問題だと思っていますので、いろんな議論の中をまとめてきちんと予算要求に結びつけるようなことにぜひまとめていただきたいというふうに思っています。

それで、この目標値なんですけれども、私どもからすればこの目標値というのを設定することで、ここにあるように緊急性を踏まえた効率のかつ信頼性の高いリスク評価が迅速化するということがあれば望むところなんですけれども、でも、御意見を聞いているといろいろなケース・バイ・ケースがありますし、やはり柔軟性みたいなものも必要なのではないかなというふうには感じています。緊急のことが起こって、そちらに事務局も手いっぱいになれば目標が達せないことがわかるわけですし、その場合に一つ一つ目標値はこうでしたけれども、こういう理由があってできませんでした、こういう理由があってできませんでしたというようなリストを見るのもどうかと思いますし、その辺は柔軟性というか、無理やり共通の目標値を設定するということは考えなくてもいいのではないかなというふうに思います。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○服部専門参考人 ほかの部分について幾つか意見を言わせていただきたいと思いますと思うんですが、2ページ目の（4）のところ、これ先ほど事務局から御説明ありましたし、私も専門委員の先生方からいろいろ意見交換で聞いたときがあるんですが、この会議で拘束されている時間だけの対価が出ていて、例えば農薬について言えば段ボールいっぱい資料を事前に先生方が十分読み込まなきゃいけないわけですね。その仕事に当然ながら副業というか本業をやっている間に非常に時間をとられている。ただし、それに対する対価が全くないんですね。ですから、難しさはわかるんですけども、例えば評価案件1件に対して何らかの対価を払うとか、時間ではなくて何かの方法で少し考えていただきたい、やはりそれが必要だろうというふうに考えます。どこまでいってもボランティアに頼っているのでは、なかなかそこは難しいのではなかろうかなというふうに思います。

それから、先ほど渡邊先生が何回かお話になったところで、3ページ目の6番のところは私も事務局の体制がやはり不十分だろうというふうに考えています。先ほど評価課長からお話がありましたが、いわゆる企業案件等々についてはデータが大体そろった形で来るわけですが、その評価書案のようなものはやはり原則事務局の技術参与の方がつくっているんですが、私が知る限りにおいては、かなりここで滞っていて、諮問から専門調査会、または農薬の場合には部会ですけども、かかるものでは数カ月かかっているというケースはたくさんあります。やはりここはある程度は事務局の強化というものは必須だろうというふうに考えています。

○早川座長 今参考資料4-1を拝見して今、農薬の話が出ましたけれども、平成15年から286

回回数を開いているんですね。これを8年間で割ると1年に36回、つまり月に3回やっているわけですね。月に3回専門委員のところに段ボール箱が届くと。そうすると、それを専門委員は見て、もうそれで多分1日、2日はかかってしまうだろうと。さらに実際には会議に出て、会議が終わりますと、どれだけそこは徹底してやるかどうかは別にしまして、議事録というのは全部公開することになっているので、この議事録を私たちもかなり七転八倒するんですが、3時間会議をやると50ページとか60ページぐらいの議事録になるんですね。それに目を通そうとすると半日や1日、正確にやればかかってしまうと。それから、実際の報告書案というのをまとめるドラフトがメールで送られてくると、それはそれで見なきゃならないというふうに実際はこの回数掛ける3日ぐらいの感じで、専門委員としてまじめにやれば、多分かかっているだろうと思うんですね。

1つはそこをずっとベースにするようなことで、この国は永続的、持続的にいいのかというのはあるので、先ほどから御意見が出ているように、事務局の体制をやはり強化するように声を上げていくというのはひとつ非常に大事なことではないかと。国民の皆さんが食の安全ということを望んでおられるのであれば、それに対するやはり国としての投資というんですかね、手当をしないといけないのではないかとというのは多分この場で申し上げてもいいような気がします。やはり実態をはっきりさせて、繰り返しですけども、事務局体制を強化するということは1つのキーポイントだし、それに対してお金を出していただくと。あとはボランティアにどれだけこたえるかということかなということではあると思いますけれども。

どうぞ。

○阿南専門委員 今お聞きしてよくわかりました。食品安全委員会そのものの親委員会は毎週やっていて、でも、そこは専門調査会から上がってきたものをオーソライズするといいますか、そういう役割を持っている。それはそれでいいと思うのですけれども、もともと実際に評価をしている基本のところがちちゃんと保障されていないといたら変ですけども、それに見合うだけのものが保障されていないというのが現実なんだということがよくわかったんですね。しかしそれは余りにもおかし過ぎるのではないのでしょうか。私は親委員会よりも、農薬でいえば36回やっている専門調査会のほうを週1回開催とかというようにして、家でやっていらっしゃる資料の読み込みについてもちちゃんと保障するしくみをつくるべきではないかと思います。

ほかの調査会はすごくバランスが悪いと言ったら変ですけども、農薬のところだけが随分と過重な負担になっていると見受けられます。ほかの専門調査会についても、案件ごとに目標値をちゃんと設定して、そこに向けて必要な会議回数ですとかをちゃんと計画してやっていくと。そして、調査の資料の読み込みなどに対してもちゃんとした対価を払っていくというようにすべきではないかと思います。

それと、事務局体制についても、EUやアメリカなんかの状況を聞いていますと、本当にちゃんとした科学者が大勢事務局に入っているんですね。それで、先ほどおっしゃったように、評価のマネジメントをしていく体制がすごく厚くなっているようですので、日本においてもそうした体制の強化を要求していくことが必要だと思います。今の日本では、食の安全に責任を持つ行政部門に

において、科学的専門性を持った職員が少ないですし、こうした部署が余り評価されないといった問題点があると思います。この認識を切りかえていくというんですかね、ちゃんとした科学的知識を持ったお役人を育てていくこと、そしてそういう人たちをもっとこの食品安全委員会の事務局に入れて体制を厚くしていくことが重要だということをはっきりと言っていく必要があるのではないかと思います。

○早川座長 科学行政という以上は当然そうなんですよ。行政にもっとたくさんの科学者を配置できるような体制をつくっていかないといけないと、そういうことだと思いますけれどもね。そこを今までは優しさで、ほかの外部の人で補っていたと。この国はそれでうまくいっていたと……

○阿南専門委員 優しさではなくていい加減なのではないですか、食の安全に対して。

○早川座長 いやいや、私が言っているのは参加される方が優しいといっているんです。

○阿南専門委員 参加される方は、それはそうですよね。

○早川座長 はい、どうぞ。

○西村総務課長 すみません、今の中で1つ、農薬の件数が多くて農薬でどうしても処理が滞っている部分があるということにつきましては、申し上げたとおりポジティブリスト制度が導入されているということがあって、企業からの申請品目のほかにポジティブリスト品目がかなりあります。この数の比率でどのくらいになりますかね、かなりポジティブリストの分の処理というのが難しい。これは特に企業申請品目はそれなりにデータがきちっとついてきているんですけれども、ポジティブリストの分というのはそれがありませんので、食品安全委員会のほうでかなり工夫しなきゃいけないという面がございます。農薬の中で大体半分弱ぐらいですかね、4割ぐらいがポジティブリスト関係ということになります。

それともう一つは、この論点メモの中の2の（4）のところで専門委員への手当の関係で、例えば在宅でいろいろと資料を読み込んでいただいているということに何らかの形で報いられないかというような問題意識があるわけですが、在宅で資料を読み込むということ自体に何らか謝金を払うということは、これ制度上なかなか難しゅうございまして、基本的には専門家の方がいろいろ知った上で会議に出るという建前になっているものです。ですからこの実際に準備をしていたということは何らかの仕組みを工夫して報いることができないかというのは、かなり工夫をしないといけないのかと思います。例えば実際在宅で行っているものというのは、これはもう単なる準備ではなくて、もう審査なんだという形でこういった手当をしているようなほかの役所の制度なんかもございますので、こういったものも工夫していく必要があるかなと。その場合にはかなり専門調査会に至る流れ自体も工夫をしないとイケないのかもしれないとは思いますが、そこは

かなり難しい工夫が必要だということはコメントさせていただきたいと思います。ただ、問題意識としては先生方がそういった形でやっていただいているものに対して、何らかそれを効率化するなり報いるということが工夫できないかということでございます。

○阿南専門委員 ボランティアといってもおそらく本当にわずかの報酬でやっていらっしゃると思うのですが、食品安全委員会、親委員会は常勤ですよ、みんな。違いました、半分、そうですね。専門調査会にも、非常勤的なポジションをつくった場合、会議の出席の日当といいますか、お給料といいますか、そういうものを少し厚くするということはできるのではないのでしょうか。今どのくらいなのかちょっとわからないで申し上げているのですけれども、そうすることによって資料の読み込みなどもセットでそれに見合うだけのものがお支払いできるようになればかなり報われるのではないのでしょうか。

○西村総務課長 そこは工夫をいろいろする必要があるところだと思います。今の仕組みでいいますと、非常勤的な専門委員というのは専門参考人という制度があって、例えばこの場でも服部さんは専門参考人なわけですけれども、ですから日当、謝金の払い方もちょっと違うんですけれども、そういった形で必要に応じて出席していただくというようなやり方もあろうかと思いますし、そういったもののバリエーションとして在宅で何らかの貢献をした場合に報いるような仕組みが工夫できるかどうかというのもあろうかと思います。そこはちょっと工夫をしてみたいと思います。

○渡邊専門委員 もちろんお金の問題もあるのですが、我々公務員はお金を全然もらっていないのですよね、全くそういう意味では。本職からお金をもらっているのです、こういうところに来てもお金はもらえないのです。

WHO等とかいろんなところの会議はテーマ毎の会議は年に1回か2回しかやらないです。あとは缶詰になって3日間ぐらいやるわけですけれども、そのときにもう案ができていたものをその場でもってディスカッションしながら直していくわけです。ですので、先ほど阿南委員が言われましたように、事務局にそれこそサイエンティフィックな、科学的なバックグラウンドがある人をたくさん技術参与なら技術参与という形でも入れておく必要があります。その人たちが中心になってつくっていくというそういうシステムを日本もやっぱり入れていかないと、なかなか回っていかないのではないかなと思うんですね。お金も人も厚くケアしないとなかなかちょっと難しいのではないのでしょうか。

○早川座長 事務局というのは事務もやらないといけないので、まさに。ですから、事務局というのは二通りあって、多分先ほど言ったように、専門調査会に対する資料を提供する。どれだけいいたたき台を出すかということにかかわる人たちと、それから一般にいろんな通信したりとか、いろんなアレンジしたりとかいう意味での事務局機能両方ありますよね。ですから、そういう意味では多分今の食品安全委員会の事務局に非常にあっと驚くようなことを言えば、あと200人専門家が、

つまりここを見ると専門委員の数は 200 名ですから、おおよそ必要。200 人いれば、あとは外部の専門家にこういう形でいわばトピックスについていろいろ最新の情報あるいはコメントをいただくと、こういうことですね、非常にわかりやすく言うてしまうと。それがこの国で可能かどうかはわかりませんが、渡邊先生がおっしゃっているのは、そういう意味ですね。

○阿南専門委員　そういうふうに言いましょうよ。

○早川座長　この場での扱いとしては、何か我々が直接予算要求に行くわけではないので、我々はそういうエンカレッジというか、そういう提言をします。こういう意見がとうとう出たということでバトンタッチすることでするのはいいのかと。

○西村総務課長　ありがとうございます。大体この論点に沿っていろいろ御意見をちょうだいしたので、それを踏まえて今度は食品安全委員会のほうで予算要求なり具体的な改善策のほうに結びつけていくということになろうかと思います。またその状況については御報告をさせていただきたいと思いますが、ここでも、ここでもかちつとした形でまとめていただく必要は、きょうのところはないかと思っておりますけれども。

○早川座長　この際ですから、どうぞ。

○山根専門委員　すみません、別のところで 2 ページの真ん中辺ですけれども、専門調査会の統合・改編を考えるかというところで、これは考えていっていいことだと思います。リスコミですけれども、消費者庁が総合調整を担うことになってということで、ただ、今十分消費者庁のほうでリスコミを頑張っているかというところと全然不十分だと思うんですけれども、今国民生活センターが統合するかどうかという議論も進んでいると思います。そのあたり、国センが消費者庁のほうに入れば 100 人、200 人職員がふえるということもあつたりと聞いていますけれども、国センと消費者庁の合体がいいか悪いかというのは置いておいて、そのあたりの議論の行方もちよつと見ながら、きちんと役割分担を進めていけばいいのではないかなというふうに思います。

○早川座長　今おっしゃったのは、特に企画系 3 専門調査会に関してですね。

○山根専門委員　はい。リスコミと緊急時のところが回数も少ないしという御説明があつたと思うんですけれども。

○早川座長　阿南委員、何か御意見ございますか。

○阿南専門委員 山根さんの意見に同感です。私はリスコミ専門調査会にも入っていますが、企画専門調査会と同じようなこともやっていますので、一緒に統合してやれないことはないと思いますし、実際リスクコミュニケーションをやるのは食品安全委員会そのものであって、それをチェックするのが専門調査会の役割ですので、統合した中でも十分発揮できる役割だと思っています。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。せっかくの機会ですので、どんなことでも。ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、この資料3の論点メモをいただいた専門性の強化、迅速化については今いろいろな御意見が出ましたので、それを受けてこれから食品安全委員会のほうでしかるべくおまとめいただいてというか、提言に生かせるなら生かしていただくというふうなことでよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○服部専門参考人 若干さっき座長のお話にも絡んでくるんですけども、たしか5年後の見直しのときに食品安全委員会としてもお金の問題はあろうかと思うけれども、専門の研究機関を持つ必要があるかないかという議論はちょっとさせていただきましたよね。確かに昔、食品添加物とか農薬とかの安全性評価をやっていたのが今の名前はちょっと忘れちゃったけれども、いわゆる国立衛試が中心にやっていたわけですね。あのときはそういう先生方がある程度研究しながら評価をするのがいわゆる本業としてやっていたわけですね。そういう本業をつくるのがいいのかどうかというのは、先ほど座長がお話になったようにメリット、デメリットがあるので簡単には言えないんですが、ただ、部分的にそういう外部の、今の専門委員の方にもお力をかりながら、また一部ある程度食品安全委員会としての専門家集団を自前で持つんだということについて、今の事務局または食品安全委員会の方向性または考えをちょっと教えていただければと思うんです。全くその気はないんだというのか、検討もしていませんというのか、その辺ちょっと教えていただければと思うんですが。

○西村総務課長 ありがとうございます。今御指摘いただいたのは、この参考資料5の「食品安全委員会の改善に向けて」という食品安全委員会5周年のときに議論したもの、これの3ページのところにございまして、中長期的取り組みの方向性として事務局体制の強化が必要である、または将来的に独自の研究機関を持つことも選択肢の一つとして考えるというようなことが書いてございます。これは時々言われることでございまして、私どもとしても、ある意味でも悲願ということでございますが、実際問題としてなかなか莫大な費用ないしスタッフがかかるということから現実的な検討まではいっていないというところが正直なところでございます。今のところこれにかわるものとして事務局体制の強化ということで、なるだけ職員をきちっと確保するとか、あるいは予算上技術参与という形で専門性の高い非常勤職員を確保する。これは毎年増員してきているわけでございますが、そういったようなことあるいは研究費を適宜確保することでこれは委託研究ということになりますけれども、研究機関を持たないその弱みをカバーするというようなことでやってきている

というのが現状でございます。

○早川座長 ほかによろしいですか。はい。

○阿南専門委員 今のお話とちょっとかかわるのですが、例えばこの食品安全委員会の親委員会自体を科学者パネルみたいな形に変えて、今の専門委員会科学者の皆さんを一堂にパネルとして位置づけ、必要に応じて意見を言っていただくしくみにする。それはもう事務局機能がうんと強化されないといけないことだと思いますけれども、将来像としてそんな姿を思い描いたらどうでしょうか。

○早川座長 理想的にはそうですね。

○阿南専門委員 そういう形がいいですよ。

○早川座長 かなりハードルは高いとは思いますが、前回ですかね、先々回か、何か今年度の予算がこれだけですよというお話を人件費も合わせてですね。たしか10何億でしたか。

○西村総務課長 11億。

○早川座長 11億ですね。11億というのは人件費も込みですよ。物すごい少ないお金だと思うんですよ。どこかの大型研究費に10億ぐらいがぽんと出していますから、それと比較するととても信じられないような少ない額ですね。

はい、どうぞ。

○江森専門委員 先ほどのお話を聞いていてごもっともなんですが、要はやっぱり予算をちゃんと政府からとってくるかどうかというのが一番のポイントになって、そのときに例えば政権与党だとか政府だとか国民の理解ということがないと、こういう財政状況の中でそれだけ予算をとるのはなかなか難しいと思うんですね。そういう観点から見れば、例えばホームページだとか食品安全委員会の存在感というものがもう少し外に向かってわかりやすくアピールするような工夫というのが必要じゃないかなと思いますね。

○早川座長 ありがとうございます。実情への理解を得ること、アピール、両方必要なんだろうと思うんですが、ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、資料3については今いろいろ御提言をいただきまして、理想的なことも含めていただきましたので、それをまた何かの形で生かしていただければというふうに思います。

それで、ちょっともとに帰りまして、フォローアップについてでありますけれども、先ほど阿南

委員から御指摘あるいはいろんな議論の中でそれはそれとして食品安全委員会のほうでまとめていただいて、ある種の提言と、あるいは予算要求に生かしていただくということでよろしいですか。

では、ほかにフォローアップの中身についてどなたかコメントございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、特に御意見、追加的なことがないようでありますので、本専門調査会としては原案どおり了承して食品安全委員会に報告するということとしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

資料3についてはもう一応議論が終わりましたので、食品安全委員会のほうで今後の運営等に活用していただきたいということでございます。

(2) 平成23年度「自ら評価」案件選定の進め方について

○早川座長 次の議事でありますけれども、23年度「自ら評価」案件選定の進め方について事務局から御説明をお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料4-1から資料4-4までをお願いしたいと思います。

資料4-1は平成23年度「自ら評価」案件の決定までのフローということでございます。毎年企画専門調査会で「自ら評価」案件の選定という作業をしていただいているわけでございますが、今年度も新たなサイクルが始まるということでございます。昨年度の例でいいますと、この「自ら評価」案件の選定プロセスの間に一般の方あるいはその他の方からのいろいろな問題提起と申しますか、こういったものについては不安を感じるとかそういったような問題提起をしていただいて、食品安全委員会としてそれを受けとめると、そういったことのきっかけになる作業にもなっているということかと思っております。

23年度分につきましては、昨年度と同様、一番上のところがございますように、専門調査会あるいは各団体等からの要望書あるいは食品安全モニターなどの意見、それからホームページによる一般からの募集などを行いまして、「自ら評価」案件として適当と思われるものについての御意見をちょうだいしたいというふうに考えております。その後、「自ら評価」の案件候補につきまして、企画専門調査会で年内2回程度御議論いただき、その後年明けをめどに食品安全委員会親委員会のほうに場を移しまして議論をいただき、そして3月までに案件を決定するというようなことで、今年度も準備を進めさせていただければということでございます。

昨年かなり広めに一般からの募集をさせていただいたので、百数十件集まったということでございまして、これについてはいずれも何らかの形で情報提供していくという結論になっているわけでございますけれども、昨年度かなり集めて整理もしましたので、今年度どのくらい新しいものが集まってくるかというのをまた見まして、案件候補の整理の仕方についてはまた御相談してまいりたいというふうに思っております。

以下、この後昨年度選定されました案件あるいは昨年度「自ら評価」案件候補とはならなかった

ものの、情報提供していくべきとされたものについての今後の予定について順次御報告をさせていただきたいと思います。

○坂本評価課長 資料4-2でございますが、平成22年度の「自ら評価」案件とされました「加熱時に生じるアクリルアミド」につきまして、今後の進め方ということで、その概略を整理してみたものです。

まず、本年の秋ごろまでにこれまでに収集しましたアクリルアミドに関する情報・科学的知見の再整理をすることを予定しております。まず、情報をきちんと整理するというを行うということでございます。そして、年内に食品安全委員会において担当する専門調査会を決定いたしまして、リスク評価の開始は23年度内、年度内にはこちらについてリスク評価を開始するというので今後の進め方を考えているところでございます。

○新本リスクコミュニケーション官 続きまして、資料4-3をごらんいただきたいと思います。これは昨年度「自ら評価」の案件候補としていただきました100を超える提案につきまして何らかの情報提供をするということで、昨年12月の企画専門調査会の場でそういうことでされまして、具体的な手法につきましてはリスコミ専門調査会のほうで議論するというにされてございまして、年明けの1月にリスコミ専門調査会のほうでこの情報提供のあり方、やり方について御議論いただきました。それを受けまして、事務局としてこういう内容で、こういうスケジュールでしたいということで御説明をさせていただきたいと思います。

具体的にはページをめくっていただきまして、今回100を超える提案課題をいただいていますけれども、食品安全委員会のホームページのほうにいただいた案件を一覧的に整理して、それに絡むいろんな情報が一般の方々にアクセスしやすい形で整理したいなということでございます。それにあわせて「自ら評価」につきましても、どういうことかということでコーナーを設けまして、情報提供したいところございまして、案件については50音順でアクセス、あるいは企画専門調査会で分類いただきました分類ごとでもアクセスできるような形にしたいなというふうに思っています。

情報の中身でございますけれども、ページをめくっていただいて5ページをごらんいただきたいと思います。100を超える提案課題につきましては、これまでも食品安全委員会のほうで何らかの情報提供をしている部分がございます。例えば意見交換会でいろいろ御説明をしますとか、評価が終わったものについては評価の概要ということでお示ししていますし、ものによっては季刊誌ということでイラストなども交えながら情報提供している、さらには食の安全ダイヤルとか食品安全モニターでの御質問に対してQ&Aという形でお返ししているものもございます。そういったものを整理して50音順あるいは分野別にアクセスしやすいような形で情報提供をしたいというのが1つと、あと、これだけでは足りない部分もございまして、企画専門調査会の場で御議論いただく際に整理いたしました情報を最後のページのイメージなんですけれども、こういうような形で、概要的な形でこれまでの情報をわかりやすい形で整理して、これも情報提供していくということを考えているところでございます。

そのスケジュールでございますけれども、1枚目に戻っていただきますと、この夏ぐらいまでに既存の情報については何らかの整理をいたしまして、一覧的なものでお示ししたいと。並行いたしまして、今ない情報につきましては、これらの情報を整理いたしまして、追加してまいりまして、秋口には全体的なものについて何らかの情報が体系的に入手できるような形でホームページを整備したいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○本郷情報・緊急時対応課長 続きまして、資料4-4に基づきまして、「自ら評価」案件候補のうちファクトシート作成をすることとしたものなどについてのスケジュールなどを説明させていただきたいと思います。

ここでまとめましたのは35回企画専門調査会の議論におきまして、A、すなわち「自ら評価」の対象とすることのフィージビリティをさらに詳細に検討して整理すべきもの、と整理された危害要因についての対応方向でございます。

まず、1にありますとおり、23年度の調査事業を活用いたしまして、さらに必要な情報を収集することとしております。次に、2にありますとおり、A-イに分類されたもの、すなわち本調査会におきましてファクトシート作成とされたものを中心に、年内にファクトシートを作成することを目指しております。さらに3にありますとおり、A-ハ、ニに分類されたもの、すなわち情報提供とされたものについても、これも年度内にファクトシートを作成することを目指して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

具体的には上段の表を見ていただきたいと思いますのですけれども、フッ素樹脂以下6品目は本年2月8日の企画専門調査会で「自ら評価」の対象から落ちまして、ファクトシートを作成することとされたものでございまして、このうち網掛けの5品目を調査事業の対象とし、白抜きの有機スズにつきましては昨年度の事業で一定の調査を行っておりますので、これを基礎にファクトシートを作成していきたいと考えております。

次に、下段の表をごらんいただきたいと思います。

ラップフィルム以下10品目は、昨年12月の企画専門調査会において最終候補には残らず、何らかの形で情報を提供することとされたものでございますが、これらについてもファクトシートを作成することといたしました。このうち網掛けの5品目を調査事業の対象としまして、白抜きの5品目は昨年度の事業の成果を活用してファクトシートを作成したいというふうに考えております。

いまA-イ、ハ、ニという話をしましたので、ロが抜けているというふうに思われるかと思いますが、裏面をごらんいただきたいと思います。

A-ロにつきましては、現段階では情報が不足しているということで、引き続き情報収集とされたものでございます。情報収集とされたこのイソチオシアネート以下7品目につきましては、引き続き事業を活用せずに、みずから情報収集を行うことといたしております。

以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に関しまして、内容あるいは記載事項につき御質問、御意見等。はい、どうぞお願いします。

○山田専門委員 資料4-1、フローについてですが、昨年度との相違点、昨年の反省をもとに改良を加えた点がありましたら教えてください。

○西村総務課長 ちょっと答えにくいんですが、去年と同じでございます。広く募集をするところ、それから、それを絞っていく手順については同じでございます。ただ、広く一般からの募集をするというふうにしたのは昨年からでございますので、昨年はかなりたくさん出てきたんですね。今年やってもかなり同じ重複するものが出てくるだろうと思うので、今年度は去年のように百数十のものから絞っていくということにはならないんじゃないかと思うので、そこは多分違ってくるのではないかと思います。

○山田専門委員 意見の集め方や対象についてはどうですかね。去年のままで良いのでしょうか。

○西村総務課長 アイデアがあればいただきたいと思いますが、昨年度はかなりおよそ考えられる範囲のものをたくさん集めようということでやりました。専門調査会の各先生方、今企画専門調査会の先生方にもお願いしているかと思いますが、何かあればということで専門家としてのアイデアもいただき、それから団体からの要望、個人からの要望書が来たものについてもすべて取り上げる。それから、食品安全モニターの方にもすべて報告を出していただく。それから、一般からの募集ということでもかなりいただいておりますので、もうおよそ集められるものは全部集めるということで今年もやりたいとは思っております。ただ、もっとたくさん応募が来るような何か工夫があれば考えたいと思っておりますけれども。

○服部専門参考人 消費者庁ができて今どのくらい、例えば国民から消費者庁のほうに独自に例えばある特定な物質等々に関する不安だとか来ているのかわからないんですが、その辺の連携というか、それはどうなっているのでしょうか。

○西村総務課長 消費者関係の情報については、消費者庁が一元的に集めるということになっていて消費者庁に来るんですが、そのうち食品安全に係るものについてはすべてこちらに転送されてきております。ですから、個別の危害要因についてこういった不安があるというようなことが書いてあれば、それは全部こちらに来ております。それについてはきちっとフォローしてこういったものの中にも入れることになっておりますので、そこはきちっと連携はできているかと思います。また、逆に私どものほうに来て消費者行政一般のほうで対応すべきものについては、逆に向こうに返すということになっておりまして、これは頻繁に情報のやり取りをしております。

○早川座長 ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この平成 23 年度の「自ら評価」案件の選定につきましては、事務局で手続を進めていただくようお願いいたします。また、そのアクリルアミドについては、年度内の「自ら評価」着手を平成 22 年度に「自ら評価」案件として選定されなかったものにつきましてもファクトシートの作成あるいは情報提供等を進めていただくようお願いいたします。

(2) その他

○早川座長 それでは、その他ですが、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○西村総務課長 その他は特にございません。

○早川座長 それでは、以上によりまして本日の議事はすべて終了いたしました。

次回の日程につきましては、どのようになっているかお願いいたします。

○西村総務課長 本日はどうもありがとうございました。企画専門調査会の先生方は皆さん食品安全委員会のサポーターでいらっしゃって、今回特に予算要求などに間に合わせるように前倒しをさせていただいてまさに議論していただきたいと思っていた議論をしていただきましたので、それを踏まえまして私どもとして先ほど座長から御指示がございましたように、予算要求ないしは改善についてまとめまして、実行できるものから実行していくことにさせていただきたいと思います。

なお、この企画専門調査会の次回の開催でございしますが、今年は9月いっぱい先生方の任期が切れますので、改選に9月末でなるわけでございますが、その前に開催することがあるかどうかというのはちょっと今の段階では決まっておりません。通常で言いますと、10月ごろに「自ら評価」の選定プロセスの第1回の会議があるということでございますので、また御連絡をさせていただきたいと思います。

○早川座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第38回企画専門調査会を閉会いたしたいと思います。

どうも熱心な御議論ありがとうございました。